

令和3年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月24日 水曜日 13時30分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 3 報告第2号 合意解約等について

日程第3 3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可について

日程第5 3 議案第13号 非農地証明について

日程第6 3 議案第14号 あっせんについて

日程第7 3 議案第15号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

日程第8 3 議案第16号 別段面積の見直しについて

日程第9 3 議案第17号 令和3年度標準農作業料金表(案)の承認について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

13時30分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○お疲れ様です。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和3年3月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。5番委員、8番委員を指名いたします。
日程第2号 3報告第2号	議長 事務局長	○次に、日程第2報告第1号合意解約等について、事務局の報告をお願いします。 ○日程第2報告第2号「合意解約について」を説明いたします。 資料は1ページから2ページです。 今月の合意解約は1番から7番の7件で、台帳現況地目田及び畑8筆、2万207㎡の合意解約がありました。 以上で説明を終わります。
日程第3号 3議案第11号	議長	○これより議案審議になります。 日程第3、議案第11号、農地法第3条の規定による許可についてを審議いたします。 事務局、議案説明をお願いします。
	事務局	○日程第3議案第11号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は3ページです。今月は賃借権設定3件、合計3件の申請がありました。 1番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記簿面積776㎡のうち現況面積3,000㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 2番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積872㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。 3番です。中割生姜山地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,892㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 以上で説明を終わります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員のほうから。 (「はい」の声あり)
	2番委員	○はい、2番委員です。 整理番号1番、2番ともに借人が同じ方のために、同時に報告させていただきたいと思っております。 まず整理番号1番については、借人は、営農大学卒業の住吉在住の担い手農家であり、スナップエンドウを中心とした園芸作農家であります。 圃場では、ただいまスナップの収穫中であります。スナップの後には青果用サツマイモを植え付ける予定でいるということです。 貸人には電話にて確認をしております。 双方確認結果、申請内容に間違いありません。 2番についても同様に、スナップエンドウが植えてあり、借人には、電話にて確認し、申請どおり間違いありません。 以上、報告をいたします。
	11番委員	○11番です。整理番号3番について説明します。 19日に譲受人、推進委員の立会いで、現地調査をしました。譲渡人は、高齢の土地持ち非農家で、譲渡人の息子さんと電

		<p>話で確認をしました。</p> <p>申請地は、中割の生姜山にある農地で、現況はカヤが繁茂しております。この農地を再生して、有機農法での経営拡大をしたいとのこと。</p> <p>譲受人は、中割に居住し、有機農法での安納イモ、バレイショを主とする農地所有適格化法人に勤務しております。</p> <p>借地料は、1年目無償、2年目から支払うとの契約です。以前は、法人所有の農業機械を借りて作業を行っていましたが、現在は、農機具等を自己所有で整備したことということで、問題はないと思います。</p> <p>今回の再生後の農地には、安納イモを植えるとのことでした。許可相当と考えます。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局並びに担当委員のほうから報告ありました。本件について、皆さんから何か質問がありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(挙手なし)</p>
	議長	<p>○ないようですので、質疑を終了して、議案第11号、農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(全員挙手)</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。</p> <p>全会一致であります。本案は許可することに決定いたしました。</p>
日程第4号 3議案第12号	議長	<p>○続きまして日程第4、議案第12号農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局説明をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>○日程第4議案第12号農地法第5条の規定による許可についてを説明いたします。資料は4ページです。</p> <p>1番です。申請地は下西下石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、登記簿面積1,499㎡のうち転用面積3,565㎡であります。</p> <p>申請理由としましては、借人は、森林法に基づく林地開発の許可申請を行っておりますが、申請地に林地開発許可に必要な植林を行いたいとのこと。</p> <p>農地区分は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。</p> <p>周辺は山林、道路、畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま。</p> <p>また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま。</p> <p>なお、申請理由でも申しあげましたが、現在森林法に基づく林地開発の許可を申請中であり、その許可と同日付で許可指令書の交付となります。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆様、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。</p> <p>続いて、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。</p>
	6番委員	<p>○6番です。整理番号1について報告いたします。</p> <p>3月23日午前9時より、5番委員、3番委員、私と事務局2名、譲受人の立会いのもと、現地確認調査を行いました。</p> <p>譲受人は建設業を営む株式会社です。現場は、以前、砂利の採取が行われたところで、砂利採取も終了し、事務局から説明があったとおり、植林をしたいということで、調査しました。</p> <p>申請地に隣接する山林には、地盤が露出しており、クヌギが</p>

		<p>植栽されてました。申請地も農地としての利用は厳しい状況でありまして、周辺農地に対する影響もなく、これまでも被害の報告もなく、許可相当と委員の一致を見たところでございます。皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	○ありがとうございました。この件につきまして担当委員から補足説明がありますか。
	2番委員	○2番です。 ただいまの調査委員長報告のとおり、許可相当と考えます。以上です。
	議長	○ありがとうございました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。
	1番委員	○これ貸し借りということですけど、期間とか、この植林の期間は、何年になるんですかね、ちょっと金額がわかれば。
	事務局	○はい、契約期間は10年ということでありまして。 賃借料については、1,000㎡につき1万円というところでありまして。
	議長	○よろしいでしょうか。ほかに。 (挙手なし)
	議長	○ないようですので、議案第12号を採決いたします。 許可することに賛成する委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
		○ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は、承認することに決定いたしました。
日程第5号 3議案第13号	議長	○日程第5議案第13号非農地証明についてを議題とします。 事務局に議案説明をお願いします。
	事務局	○日程第5議案第13号非農地証明についてを説明いたします。 資料は5ページです。 1番です。榕城城地区です。台帳地目は田または畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在はそれぞれ原野・雑種地・山林となっています。交付基準2に基づいた申請です。 2番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、平成6年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。 3番です。榕城松島地区です。台帳地目は畑ですが、昭和25年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 続いて、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。
	6番委員	○6番です。整理番号1から3について報告をいたします。 3月23日、午前10時より5番委員、担当推進委員、私と事務局2名でそれぞれ確認を行いました。 まず、整理番号1について、団地化したところに、市道の法面に面した20数年前に小さな田があったということで、ありましたが、写真のように現在竹林になっております。申請どおり、許可相当と委員の一致を見ました。 次に整理番号2について、申請人立会いのもとに、調査を行いました。申請地は、平成6年ごろから耕作されてないところで、その周辺は宅地造成され、住宅が多く建ち並び、その新築の際に、その都度大工さんの駐車場として、利用されたようです。 申請人に聞いたところ、現在にいたるまでは、畑としての利用は考えておらず、周辺住民からは害虫発生やセイタカアワダチソウなど花粉症等の苦情があったこともあり、草払い程度の管理をするだけとのことでございます。 調査委員の意見は、許可相当ということで、意見の一致がありました。 次に、整理番号3について、この土地も、昭和25年ごろか

		ら耕作をしていないということで、ご覧のように、もう山林化しており、大きな木も、多く見受けられるところでございました。
議長		許可相当ということで、意見の一致がありました。
5番委員		○ありがとうございます。事務局並びに調査委員長のほうから報告がありました。担当委員から補足説明等ありましたら、お願いいたします。
議長		○5番です。調査委員長報告のとおりです。特に2番は、住宅地に囲まれた農地では様々な苦情が有り、住宅地なりの申請理由があると実感しました。
議長		○ありがとうございます。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。 (聞き取れない声あり)
議長		○ちょっと私のほうから、整理番号2番の土壌的には、どうなんですかね、そして耕作できるような状況であるのかどうかっていうのは。
6番委員		○周辺に点在する畑は、耕作可能なところもありますが、申請地は、申請人は、農地としての利用は考えていませんし、先ほど報告したとおり、3畝ぐらいで、隣接地は住宅又は現在建築中の住宅でありまして、花を植えても、花粉が飛んで花粉症になるとか、不快な害虫の発生ですとか、とかいろいろな苦情が多いところです。土壌も飛散しやすいようで、洗濯物への被害とかもあるようです。
議長		○わかりました。事務局に参考意見はありますか。
事務局		○以前に、農業委員会では非農地証明したものの、地目変更で法務局から却下という例がありますが、これは、原野として変更申請したものの、法務局では、農地として利用できる判断されたと受けとめています。また、実際に法務局と協議した例もありました。一部転用して、2畝程度の残地を農地として判断するのかしないのかの案件でした。残地が家庭菜園程度の面積であることから、今のところ農地であるけれど、全てを宅地と一体として利用するという一方で、宅地として認められた案件もあります。今回の申請地は、ご報告でもありましたように、これまでに住宅建築の際の駐車場とか作業場とした利用されたところであり、砂利等を敷き詰めた痕も確認できたところです。なお、実際利用していた状況が、家を建てるっていうわけでもなくて、作業スペースだったりとか、駐車場に使ってたということで、雑種地ということで申請を受けたところです。
議長		○転用申請は考えないのですか。
事務局		○今回は、転用に関しては全然問題はないと思うんですけど、住宅建設の計画がないことから、今回非農地で申請を受けたところです。
議長		○どうですか皆さん、ご意見ありますか。 (意見等なし)
議長		○ないようですので、質疑を終了し、これより、議案第13号を採決いたします。非農地証明について、原案どおり承認することに賛成する委員は挙手をお願いいたします。 (12名挙手)
議長		○ありがとうございます。賛成多数ですので、本案は、承認することに決定いたしました。
日程第6号 3議案第14号	議長	○日程第6議案第14号あっせんについてを議題とします。事務局に議案説明をお願いします。
	事務局	○日程第6議案第14号「あっせんについて」です。資料は6ページです。1番貸したいの申し出です。場所は榕城・上之原町地区です。

		<p>借賃を1万5,000円/年としたいとのことです。あっせん委員につきましては、4番委員と、5番委員にお願いいたします。</p> <p>2番貸したいの申し出です。場所は住吉・能野里地区です。賃借料については借り手の希望額でよいとのことです。あっせん委員につきましては、7番委員と、13番委員にお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>ただ今の説明に対して、ご意見はありませんか (挙手なし)</p>
	議長	<p>○意見がないようですので、あっせん委員はよろしく願います。</p>
日程第7号 3議案第15号	議長	<p>○日程第7議案第15号の審議の前に、お諮りします。</p> <p>議案第15号農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち所有権設定整理番号1は、3番委員が所有権設定を受ける者になっており、農業委員会法第31条議事参与の制限の規定より、3番委員が議事に参与できません。</p> <p>したがって、議事の進行上、議案第15号農用地利用集積計画策定に係る意見のうちまず所有権設定整理番号1を審議し、その後所有権設定整理番号1以外を審議したいと考えます。</p> <p>ご異議ありませんか (「異議なし」の声あり)</p>
	議長	<p>○日程第7議案第15号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題とします。事務局に議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○日程第7議案第15号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。</p> <p>まず始めに、利用権の設定を説明いたします。7ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ2,414㎡及び1,223㎡、合計面積3,637㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。</p> <p>内訳については8ページを、詳細については9ページから11ページをご覧ください。続きまして所有権移転を説明します。12ページをお開き下さい。</p> <p>令和3年4月1日に所有権を移転するものです。地目は田、畑及びその他、面積はそれぞれ2,700㎡、13,980㎡及び231㎡、合計面積16,911㎡、所有権を移転する者6人、受ける者5人です。内訳については13ページを、詳細については14ページから31ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。</p> <p>まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。32ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和3年3月31日から令和6年3月30日の3年間、地目畑、面積8,613㎡、合計面積8,163㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。</p> <p>2段目です。期間が令和3年3月31日から令和8年3月30日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ8,220㎡及び3万9,659㎡、合計面積4万7,879㎡、利用権の設定をする者9人、受ける者1人です。</p> <p>3段目です。期間が令和3年3月31日から令和13年3月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1,830㎡及び2,007㎡、合計面積3,837㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。内訳については33ページを、詳細については34ページから46ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。47ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和3年3月31日から令和6年3月30日の3年間、地目畑、面積8,613㎡、合計面積8,163㎡、利用権</p>

	<p>の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>2段目です。期間が令和3年3月31日から令和8年3月30日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ8,220㎡及び3万9,659㎡、合計面積4万7,879㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者9人です。</p> <p>3段目です。期間が令和3年3月31日から令和13年3月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1,830㎡及び2,007㎡、合計面積3,837㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。</p> <p>内訳については48ページを、詳細については49ページから60ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>○ここで、農業委員会法第31条議事参与の制限の規定より、3番委員の議場よりの退出を求めます。</p> <p>(3番委員退出)</p>
議長	<p>○ただ今の説明につづきまして、農用地利用集積計画策定に係る意見についての所有権の設定整理番号1について、担当委員の報告を求めます。</p>
9番委員	<p>○9番です。整理番号1について報告します。</p> <p>3月19日、譲受人、推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は、肉用牛繁殖、水稻を中心に取り組んでいる認定農業者です。</p> <p>2月の総会で売りたいのあっせんがあった水田です。</p> <p>中山間地域総合整備事業の予定地になっているところではありますが、この所有者が事業に賛同しないということで、そこだけ取り残されても、効率的利用ができないと思い、思い切って買うことにしたということでした。</p> <p>譲受人は、機械も技術力もそろっており、何も問題はないと思います。少し荒れていっていますが、どうにか牧草を植えるということでした。</p> <p>譲渡人には電話で確認をとりました。</p> <p>申請書どおり間違いのないことです。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>○審議に入ります。所有権の設定整理番号1の説明・報告に対して、質疑、意見はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>○それでは、議案第15号の農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち所有権の設定整理番号1を原案どおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者全員(多数))</p>
議長	<p>○全会一致でありますので、議案第15号の農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち所有権の移転整理番号1は承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、3番委員の議場入室を認めます。</p> <p>(2番委員入室)</p>
議長	<p>○続きまして議案第15号農用地利用集積計画策定に係る意見のうち農地中間管理事業を除きまして、利用権の設定番号1から3及び所有権移転整理番号2から6について、担当委員の報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>○9番です。整理番号1について報告します。3月19日、推進委員、借人立会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人は青果用甘藷、ジャガイモ、スナップエンドウ等を耕作している認定農業者です。今回、遊休農地解消対策事業を活用しての申請です。</p> <p>もう既にきれいに整地されておりました。今年は耕作せず、カヤが繁茂しているところですので、そのカヤを除草してから来年、青果用のイモを植え付けるということでした。</p> <p>機械等も技術面も十分で何も問題はないと思います。</p>

	<p>貸人の方には、電話で確認をとりました。 申請書どおり間違いがないということです。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
12番委員	<p>○12番です。整理番号2について報告いたします。3月20日朝8時半、借人立会いで現地調査を行いました。 借人は畜産、飼料米、水稻を中心とした認定農家です。田には飼料米を植えたいとのことでした。 貸人は土地持ち非農家で、田が荒れなければいいということで、今回の使用貸借となったようです。 借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。 貸人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。 続きまして、整理番号3について報告いたします。3月20日、朝9時半、借人立会いで現地調査を行いました。 借人は、サトウキビ、安納イモ、バレイショを生産する認定農家です。家の近くにこの畑があります。野菜をつくりたいとのことでした。 貸人は土地持ち非農家で、畑が荒れなければいいとのことと、今回の使用貸借となりました。 借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。 貸人とは電話で確認をとりました。 双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
3番委員	<p>○3番です。整理番号2番について、報告いたします。 3月19日、推進委員、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。 譲受人は、安納イモ、バレイショ、スナップエンドウ等を作付する、国上校区在住の認定農家です。 現地は、1筆は通年作付されておらず、荒れておりました。もう1筆は、農地というよりももう山林化しておりました。将来、基盤整備が計画されている地区であり、基盤整備後、安納イモを作付けするとのことでした。 農業機械についても一式そろっており、経営技術についても、何ら申し分ありません。 なお、譲渡人には、電話にて確認をしております。 以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。</p>
6番委員	<p>○6番です。整理番号3番4番は譲受人が同一人物でございますので、まとめて報告いたします。 3月20日、譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認調査を行いました。 整理番号3については、譲渡人は高齢であり、現在は息子夫婦が、耕作をしております。しかし、経営面積が広くて、手に負えないということで、規模縮小したいということで、今回の申請になったようでございます。 また、整理番号4については整理番号3と接続しており、譲受人が一枚にまとめたいということで話がまとまったようでございます。 譲受人は、キビ、青果イモ、バレイショ等、作付している現和在住の認定農家でございます。既に当地にはキビを植付けておりました。機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思っております。 なお、譲渡人二人には電話にて確認をとっております。 以上、双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。</p>
13番委員	<p>○13番委員です。 整理番号5番、6番について報告いたします。3月23日、譲受人及び担当推進員立会いのもと、現地調査を行いました。 番号5の譲受人は、酪農を中心に経営する深川地区在住の認定農業者です。</p>

		<p>譲渡人は、同地区の土地持ち非農家で譲受人より農地の取得について相談があり、今回の申請になったということです。 現地は現在荒れておりますが、今後、整備をして耕作することでした。 譲受人は、農機具も一式そろっており、元JAの技師であったことから、経営技術についても、申し分ありません。 また、譲渡人には電話にて確認をしており、何ら問題ないと思います。双方確認の結果、許可相当と考えます。 次に番号6についてですが、譲受人、譲渡人は親子関係であります。 譲受人は、農業人材次世代投資資金を受けながら、和牛を経営する、住吉里之町在住の農業後継者でございます。 申請地には牧草が植えられておりました。 今後も計画的に、農地を譲受けながら後継者として経営拡大をしていくということで、前途有望な若者であり、できるだけの支援をしていけたらと思ったところです。 農機具等も一式そろっており、親の指導、助言もあることから、何ら問題はありません。許可相当と考えます。以上です。 ○ありがとうございます。それでは審議のほうに入りたいと思います。 ただいま説明報告がありましたけれども、皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。 (挙手なし)</p>
	議長	<p>○それでは無いようですので議案第15号を採決いたします。 農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
	議長	<p>○ありがとうございます。全会一致ですので、本案は承認することに決定をいたしました。 以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。</p>
日程第8	議長	<p>○日程第8議案第16号別段面積の見直しについてを議題とします。事務局に議案説明を求めます。</p>
3議案第16号	事務局	<p>日程第8議案第16号別段面積の見直しについてを説明いたします。 別段面積につきましては、平成31年4月1日に見直しを行い、面積の変更を行いました。農業委員会の適正な事務の実施についてに基づき、毎年修正の必要性について検討すると規定されていることから、検討を行うものです。 事務局といたしましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないので、見直しは行わないものとして提案いたしますが、委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>○ありがとうございます。それでは審議のほうに入ります。 ただ今の説明に対して、皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。 (挙手なし)</p>
	議長	<p>○それでは無いようですので議案第16号を採決いたします。 見直しを行わないことに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手(挙手多数))</p>
	議長	<p>○全会一致でありますので、本案は見直しを行わないことに決定いたしました。</p>
	議長	<p>○日程第9議案第17号令和3年度標準農作業料金表(案)の承認についてを議題とします。 事務局に議案説明を求めます。</p>
日程第9	事務局	<p>○はい。議案第17号、令和3年度標準農作業料金表案の承認について説明します資料については、最後のページ62ページになります。 この件につきましては2月の定例総会時に一度御説明をいたしましたが、2月25日の関係機関との協議を行いましたので</p>

		その内容について御説明いたします。 まず、一般農作業の労賃については、県の最低賃金が令和2年10月3日に793円に改定されたことに伴い、793円の8時間で6,340円としております。 次に、農作業料金につきましては、例の令和2年度より変更はございませんでした。 また、農地標準賃借料についても、令和2年度と変更はありませんでしたが、表中の説明書きに括弧書きで示してありますように、賃借料の変更は手続が必要だと10a当たり1,850円を追記しております。説明については以上です。
	議長	○ありがとうございました。それでは審議のほうに入ります。 ただ今の説明に対して、皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
	議長	(挙手なし) ○それでは無いようですので議案第17号を採決いたします。 原案どおり承認することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	議長	(全員挙手(挙手多数)) ○全会一致(賛成多数)でありますので、本案は見直しを行わないことに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。
4. その他	会長 事務局	○次は、その他であります。事務局のほうから何か。 (西之表市の農業施策等に関する意見書について、資料により説明) (農業委員会の報酬(加算額)について、資料により説明) (4月のスケジュールについて、資料により説明)
	事務局長	○事務局からは、以上であります。
5. 閉会	事務局長	○以上をもちまして、令和3年3月西之表市農業委員会定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

14時51分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和3年 月 日

西之表市農業委員会 会長 _____ (印)

西之表市農業委員会 5番委員 _____ (印)

西之表市農業委員会 8番委員 _____ (印)